

江戸川区物品等業者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、江戸川区が発注する物品の売買及び借上げ、請負及び委託その他の契約(工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託を除く。)に係る指名競争入札及び見積競争(以下「入札等」という。)に参加させる者の指名(以下「指名」という。)について必要な事項を定め、もって入札等の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(指名の判断基準)

第2条 契約担当者(江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、競争入札参加有資格者(江戸川区契約事務規則第34条の規定により、江戸川区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加資格を有する者をいう。)につき、次に掲げる事項を調査の上、次条により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 江戸川区における指名実績及び受注の状況
- (4) 官公庁における契約実績
- (5) 登録業種
- (6) 過去の履行状況
- (7) 発注契約の履行能力
- (8) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (9) その他特別な事情

(指名方法)

第3条 契約担当者は、発注契約の種類及び予定金額(消費税相当額を含む。以下同じ。)に応じ、前条の調査により適格性を有すると判断した者を指名する。

2 前項により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を他の者に優先して指名することができる。

- (1) 江戸川区内に本店を置き営業をする者
- (2) 発注契約が前回の発注契約と関連する場合にあっては、前回の発注契約を受託した者(前回の発注契約の履行実績が良好でない者を除く。)
- (3) 発注契約の予定金額算定に当たり、参考見積を提出する等協力した者

(指名の制限)

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成14年4月1日適用)に基づく指名停止の措置を受けている者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 前2号のほか、第2条各号に掲げる事項の調査をした結果、指名することが不相当と認められる者

(指名業者数)

第5条 指名に当たり、一案件の発注契約につき別表1に規定する指名数表に掲げる予定金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる指名業者数の指名をすることを原則とする。ただし、発注案件の業種又は仕様の特殊性等を勘案し、これにより難しい場合には指名業者数を減じて指名することができる。

付 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

(改正経過) H20・1・1 H30・4・1

別表1(第5条関係)

指名数表

予定金額	指名数
4,000万円以上	10社以上
1,000万円以上4,000万円未満	9社以上
500万円以上1,000万円未満	8社以上
300万円以上500万円未満	7社以上
200万円以上300万円未満	6社以上
100万円以上200万円未満	5社以上
80万円以上100万円未満	4社以上
50万円以上80万円未満	3社以上
50万円未満	2社以上